

中小企業政策審議会
第15回
小規模企業基本政策小委員会

平成30年11月30日（金）

経済産業省中小企業庁

午前9時59分 開会

○寺岡委員長 それでは、時間となりましたので、第15回「中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会」を始めます。

御出席者につきましては、お手元の座席表にて御紹介にかえさせていただければと存じます。

本日も円滑な議事運営に御協力をお願い申し上げます。

それでは初めに、前田次長より開会の御挨拶をお願いいたします。

○前田次長 おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日のメニューは、防災・減災につきまして、いよいよ取りまとめに向かって議論を濃縮させていくというふう聞いております。一言、所見でございますが、いろんな若い人たちとつき合えばつき合うほど、若い人たちの従来あった大企業に対する憧れが薄れているという気がします。これは日本だけではなくて世界でそんな感じを受けております。小規模事業者の方々あるいは地域の方々がむしろ主役になっていく、こういう温度を感じるものですから、この委員会はますます重要になってきているというのが実感でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

本日の議題は「近年の災害対応とその課題」と「小規模企業振興基本計画骨子（案）等」です。

中小企業庁より「小規模事業者の防災・減災対策に関する現状と課題について」の説明をお願いいたします。

○西垣課長 まず最初に、資料2を開いていただけますか。資料2「小規模事業者の防災・減災対策に関する現状と課題について」ということで、今、中小企業庁の中で行っている議論についてこの小規模小委員会と関係する部分を中心に簡単にお話をさせていただこうと思います。

前回あるいは前々回にも少し芽出しをさせていただいていたかと思いますが、最近の災害が相次いでいる中で、中小企業・小規模事業者にとって災害は起こってから対応するものではなく、事前対策をどうしていったらいいかということについて考えていきたいという議論をしております。

1ページ目ですが、ちょうど先週、中小企業庁の中に中小企業強靱化研究会というものを設置し、これから1月に向けて5回程度開催し、今後の対策について検討していくようにしていきたいと考えているところでございます。

もろもろの災害対策として私ども中小企業庁の中では、低利融資や補助金活用など、きめ細かな支援を実施してきています。しかしながら、中小企業が受けた被害はさまざまであり、また政策資源の制約から全ての中小企業を事後的に救済することには限界があるのではないかと。そうした中で、事前の防災・減災対策について、これまではBCP策定の指針を

公表する等行ってきたところでございますが、さらに中小企業の災害への備えを促進していくという観点から5点ほど挙げております。①意識啓発、②事前対策、③保険等のリスクファイナンス、④事前対策へのインセンティブ、⑤中小企業を取り巻く関係者の支援、こういった点につきまして、課題を整理し、中小企業自身はもとより、中小企業を取り巻く官民に期待される取り組みについて多角的に検討していくことをこの研究会では目的としております。

参考までに2ページ目に、今年になって起こっております大規模災害を挙げておりますが、例えば激甚災害法に基づきまして、全国レベルの本激が指定された平成30年7月豪雨や、北海道胆振地震におきましても市町村をベースとした局激指定がされる、こういった激甚災害と指定されたものにとどまらず、大阪北部を震源とする地震、山形での大雨、台風19号、20号、21号によるもろもろの被害、今年は大きな災害が発生したかと思えます。

次のページに参りまして、こうした自然災害の増加が最近さらに想定されておまして、特に水害リスクが上昇し、大規模地震の発生も想定されています。こういった中で、今回の研究会で事前を含めた対策を考えていきたいと思っているところでございます。

4ページ目は、事前対策の現状です。図2に中小企業におけるBCPの策定状況を書いております。これを見ていただきますと、10人以下の従業員規模が小さいところにおいては9割以上がBCPを策定していない。この委員会で取り上げております小規模の方々においてはこういった事前対策はほとんど手がつけられていないということかと考えております。

5ページに参りまして、事前対策を後押しする仕組みとして中小企業にとってはどんなところが要因となっているかを見ますと、商工会議所・商工会といった商工団体の勧めが20%程度寄与しています。この委員会で議論しております支援機関の役割としても事前対策の後押しというところを考えていったらいいのではないかとというのが本日の御説明の趣旨でございます。

次のページは、小規模事業者を取り巻く関係者の支援として、商工団体や自治体など、ベストプラクティスをやっつけるところを掲げております。商工団体では、この後も全国連（全国商工会連合会）あるいは日商からもお話がございますが、災害後の被害状況の把握等で我々と連携して中小企業の災害対策をしていただいているほか、事前の意識、普及啓発、保険等の仲介、こういったことに取り組んでいただいています。今日、広島県からお話をいただきますが、自治体でもいろいろと取り組みをされて、あるいはこれからどういうふうにしていくかというところを検討いただいているところでございます、そういったお話を伺えると考えております。

次のページは、支援人材も日本の中でかなり地方ごとに偏りが見られるというところを指し示しております。中小企業庁でミラサポの専門家派遣をBCP人材についても行っておりますが、地域によってその人材の偏りがこの絵で見てとれますし、また、事業継続推進機構に登録している資格人材においても地域の偏りが非常に大きいのではないかとこのところも今後考えていくべき視点ではないかと思っております。

最後になりますが、今後の商工会・商工会議所といった支援機関の役割の中で、商工会・商工会議所の防災・減災、災害時の支援体制をこの小委員会でも検討していきたい課題として掲げております。小規模事業者を取り巻く、身近にいらっしゃる商工団体あるいは地方自治体等にはそれぞれどういった役割を期待していったらいいのか。

特に今回の災害対策の中で、商工会青年部等を初めとする商工団体は現場で消防団や防災の機能といったものが大変評価されております。地域においては事業者の災害復旧に当たる最後のとりでと期待されております。そうした顔の見える関係を持っていらっしゃる地元の商工団体の方たち、彼らを支える地方自治体、我々国という関係をどういうふうに構築していったらいいのか。事業者の防災・減災の取り組みの推進あるいは災害後の被害情報の収集において、行政機関とどのように連携して進めていったらいいか。事業者の防災意識の向上や、実際に災害が起こった後の支援物資の供給体制の整備、被災状況についての情報収集、復旧支援のための計画策定、こういったことに関してもそういった体制づくりが必要なのではないかというのが現在我々が抱えている問題意識でございます。

今日は、この後、広島県や全国連からもお話をいただきますが、そういったものも含めて、今後の小規模事業者政策の中で商工会議所や商工会といった支援機関の役割について御議論の中に加えていただければと思って御紹介させていただきました。

私からは以上です。

○寺岡委員長 西垣課長からの説明の冒頭にもございましたが、今年は西日本豪雨、台風19号、20号、21号、北海道胆振東部地震など、大規模な自然災害が累発いたしました。この小委員会の委員の中にも被災された方々がおられます。被災された皆様へ改めてお見舞いを申し上げます。

復旧・復興に向けて長い道のりかとは思いますが、委員の皆様におかれましては、中小企業の強靱化へ向けて、今回の一連の災害を通しての御経験と御知見を今後のために御紹介していただければと思います。まずは、広島県より海田部長、よろしく願いいたします。

○海田様 広島県商工労働局産業労働部長の海田でございます。

7月豪雨におきましては、国を初め皆様から支援をいただきまして、ありがとうございました。

私、豪雨災害以降、中小企業の復興支援に携わっておりまして、9月から正式に中小企業復興支援プロジェクトチーム担当課長という格好で実際にグループ補助金の担当もさせていただいています。そういう中で、本日、中小企業の復興支援に携わっての感想ということでお話をいただいたので、少しお時間をいただきまして、お話しさせていただきます。

その前に、御存じと思いますが、広島県の災害の状況と今の取り組みをお話しさせていただこうと思いますので、資料3をお願いいたします。

2ページは、気象概況を書いております。6日間で7月の過去最大規模の豪雨で非常に激しかったという状況です。

3 ページにございますように、死者・行方不明者114名という大きな人的被害、県内各地で停電や断水、ライフラインの被害が起きまして、1 カ月以上断水となった地域もございます。また、道路、鉄道への被害が続き、各路線や鉄道が寸断されまして、各地で通行止め、通勤や物流がストップいたしました。特に呉地域は陸の孤島となったような状況でございます。

4 ページは、交通ネットワークの被災状況です。土砂の流入や道路の損壊、広島から呉は通常1 時間45分のところが4 時間以上かかるという状況で、JR、高速道路、国道の主要幹線が軒並み大きな被害に遭ったという状況でございます。

5 ページでは、河川の破堤箇所で大な被害が起きています。

6 ページですが、土石流が発生したところで大な被害になっています。県下全域でございますが、部分的に大な被害になっている状況でございます。

11ページは、そうした中で、国や他の地方自治体、民間の皆様の支援を得まして、緊急的な復旧や被災者の支援を行ったところでございます。輸送であれば緊急輸送バス運行、孤島になった呉地域には海上自衛隊によりガソリン不足の対応をしていただいて、早期の復興に向けて取り組むことができたという状況でございます。

18ページでございますが、現在、広島県は、基本方針にございますように「県民生活と経済活動の日常を早期に取り戻す。単なる復旧・復興ではなく、より力強い軌道へと押し上げる。これらを実現するために『ピンチをチャンスに変える』視点で取り組む」ことをしているところでございます。

今回、復旧・復興プランをつくりまして、商工でいえば「未来に挑戦する産業基盤の創生」ということで取り組んでおります。

21ページですが、「未来に挑戦する産業基盤の創生」の「地域経済の再生と新たな発展」ということで、中小企業等のグループ補助金や金融支援策等によって被災企業の速やかな再生を進め、イノベーション力の強化などをやっているところでございます。

また、風評被害もございまして、観光関係も被害を受けていますので「ふっこう周遊割」などを活用しまして「観光産業・ひろしまブランドの復興」にも努めているところでございます。

25ページにございますように、あらゆる手段を講じまして、一日も早い復旧・復興とさらなる発展に向けて取り組んでいるところでございます。

こうした中、資料はございませんが、実際に私自身、中小企業の復興支援、グループ補助金を通じて感じたことをお話しさせていただきます。

まず、グループ補助金におきまして、熊本地震がベースになっております。中小企業庁を初め、早くから動いていただきまして、グループ補助金が適用になりそうだということから、まずは熊本をベースにということ熊本から情報収集して動き始めました。

ただ、熊本と違ひまして、先ほど言いました一定地域ごとに大な被害が出ているということで、地域ごとにまとまって復旧・復興に努めていただくことが早期の復旧・復興に

つながるのではないかということで、今回、広島県においては、グループ補助金は、まずグループを形成して、共同事業を行う復興事業計画をつくっていただく。このグループ形成におきまして、まず被災企業に身近な商工会や商工会議所、市や金融機関に、地域でまとめていただいてグループをつくっていただくように要請いたしました。

現在、35グループできておりまして、補助金申請予定企業が699社になっております。想定としては約5割程度の申請状況と思っておりますが、35グループのうち、17の商工会と5の商工会議所、22がグループの代表を務めていただいているという状況になっております。

正直、被災された中小企業からいろんな声が出ます。今回のグループ補助金は、グループの形成も含めまして、手間と時間がかかって、よくわからないし、書類作成も難しく、必要な書類も多いという声が出ております。そういう中、商工会・商工会議所に一生懸命手伝っていただくというのもありまして、割と早く復旧・復興に取り組んでいると感じているところでございます。県としては非常に助かっておりますが、やはりマンパワーが不足して大きな負担となっているという声も出ているところでございます。

また、今回、感じていることのもう一つとしまして、中小企業等が災害対応に弱いのではないか。というのは、本来、私的財産は天災が原因であっても自費による復旧が原則でございまして、これまで企業の災害に対しては融資しか対応がなかったという状況でございまして、実際に現場に行って、どう見ても流されたという被害なのですが、設備がわかるような写真が残っていない、小規模事業者が資産台帳を作成していないということで、所有物の確認ができない、十分な支援ができないというのも結構ございます。物があつたことがわかるように、周囲の物や、過去よそに出した書類などをできるだけ集めて何とか確認するようにしていますが、本来、資産台帳や写真があれば支援できるものがないというケースも出ております。被害状況を確認する早い段階でせめて写真を撮っておくということをアナウンスできていればよかったと思っております。

また、お恥ずかしい話ですが、県、市町、行政機関も災害対応が弱いのではないかと感じております。人的被害、住居被害、ライフライン、インフラといった被害を優先するというのが当然でございます。市町も県も災害時には商工関係者はどちらかというところの対応に多く従事しているようで、どうしても企業の把握が二次的になっているのではないかと感じております。

農業関係を例に出すのはあれですが、毎年、台風や大雨で被害を受けている農業関係につきましても、農家、農協、市町、県、国と、被害の報告が制度化されていて、いつまでに何を報告するのか決まっております。県はそういうものができていなかったと反省しているところでございます。

また、商工会や商工会議所も一生懸命被害状況を把握してくれませんが、様式等が統一できていないので、なかなか使えないということも感じております。

また、市町におきましても、商工会や商工会議所が把握している被災企業数以上の把握

ができていない市町も結構あるという中で、市町の中でも大きな温度差があつて、この辺をいかに市町を巻き込みながら今後つくっていくのか、そこはエネルギーが要ると感じているところでございます。

また、被災企業等へグループ補助金の説明会を10月末に行ったときにアンケートを行いました。企業に被災前に取り組んでおけばよかったと悔やんでいる点をお聞きしたところ、1番目が保険加入、特に水害対応に入っていればよかった、2番目が設備、備品、車両等を高い場所へ移動しておけばよかった、3番目が財産資産管理台帳の整備、4番目として事前の災害対応の備えということがアンケートの結果として出ております。

今回、グループ補助金をやっておりますが、復興事業計画を作成していただいで共同事業をする必要がございます。商工会や商工会議所が中心になって多くのグループを組んでいただいでいますので、その中でBCPの勉強会や研修をやっていこうとか、防災力の向上に向けた取り組みを行おうと考えていただいでいますが、結果としてそういう4点が挙がってきたような状況でございます。

今、感じていることは、当然、BCPの策定も大事ですが、すぐにできることということで、企業にとっては万が一に備えた保険加入、事前の災害対応の備え、資産台帳の整備、災害があつたときの対応として、当然、人命優先ですが、できるだけ写真を撮るとかいうことを企業でもしっかりやっていただきたい。行政のほうはそういうことをしっかり企業に呼びかけていきたいということとあわせまして、情報収集の仕組み、ルールを整理して窓口の一元化に努めたいと考えているところでございます。

こうした中、広島県としては、まずはルール、仕組みづくりをやっていきたい、BCPのお手伝いをできないかということで検討しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

続いて、災害対策に尽力してこられた全国商工会連合会の森委員からよろしくお願いたします。

○森委員 それでは、私のほうで紹介させていただきたいと思ひます。全国商工会連合会の森でございます。

本日は「近年の災害対応とその課題」をテーマに商工会が実施している災害対応と課題について発表させていただきます。

近年の自然災害で被災した地域のほとんどが商工会地区でございます。東日本大震災の沿岸部、熊本地震の益城町、今年の西日本豪雨の真備町や土砂災害のあつた中山間地域、これら全て商工会地域でございます。本日は、災害が発生した直後から復旧・復興の段階の時間経過の順に取り組みを紹介させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。災害が発生してまず行うことは、地区を見回り、事業者の安否確認と事業所の被災状況の把握です。職員が手分けして、場合によっては地区担当の役員とともに見回り、声かけやヒアリングを行います。その状況を県連合会、地元行

政などに報告いたします。既にこの段階から資金繰りの相談なども寄せられております。状況把握と相談対応が同時並行的に行われております。

発災直後からの対応ですが、商工会では専用の相談窓口を設置し、事業者からの相談を受け付けます。相談対応するのは商工会の職員のほか、県連合会からの応援職員や、日本公庫などの関係機関にも協力いただくことがあります。

発災直後の主な相談内容は金融相談です。従業員への給与や仕入れ資金の支払い、借入金の返済など、売り上げが立たず、何より信用問題になりますので、資金繰りの相談が多くなります。この点、日本公庫では、借入金の支払い延期など、即断即決、そういった対応をさせていただいておりますので、大変助かっております。ほかには、店舗や工場、機械装置や什器の復旧をどうするか、また共済金や保険金の請求手続などどのように行うかなどの相談が寄せられてまいります。これらは個別企業ごとに対応しますので、終日、絶えず相談対応に当たることとなり、状況把握の調査活動の継続ができにくくなります。

3 ページをお開きください。一方で、青年部などが主体的に活動し、調達した生活支援物資が届き始め、また各地から商工会青年部・女性部のボランティア活動の受け入れ調整を同時並行で行うこととなります。商工会青年部はその機動力を生かして、瓦礫、流木、災害ごみなどの撤去作業などの復旧作業にボランティアで活動いたしております。女性部は炊き出しを行い、避難者などに提供いたしております。また、生活物資も続々と届きますので、避難所に運んだり、地元の青年部員、女性部員だけでなく、全国の人的なネットワークで各地青年部員、女性部員が応援に駆けつけて来ております。青年部、女性部のメンバーは、自身の商売をやめてボランティアで活動しており、被災した方からは大きな感謝の気持ちが寄せられております。

4 ページは、復興に向けた取り組みについてです。事業者の早期の事業再開・再建に向けては、災害持続化補助金やグループ補助金、災害マル経など、災害関連の施策が講じられておりますので、その申請や実行を支援しております。

私ども商工会は全国にネットワークがありますので、東日本大震災を教訓に、熊本地震では、被災した商工会に各地の経営指導員を派遣し、事業者の相談対応に当たりました。また、グループ補助金に関しては、宮城県連、福島県連からも支援のノウハウを持った指導員を派遣し、熊本県下の職員をサポートいたしました。西日本豪雨では、各地からの応援職員派遣に加え、今度は熊本県下の指導員を岡山・広島・愛媛県に派遣し、グループ補助金の支援ノウハウを伝えるようにいたしました。熊本地震では延べ47名、291日、西日本豪雨では延べ31人、152日、両方とも持続化補助金の申請など業務が多忙になる時期に集中的に人員を派遣しております。事業者それぞれ固有の問題があり、一つ一つ丁寧に対応するには時間がかかり、地元の人員だけでは対応できませんので、全国組織のネットワークを活用してサポートいたしております。

5 ページをご覧ください。被災により生産活動が止まったことから既存の取引を中断せざるを得ません。取引先からすれば、その分を他社の商品で穴埋めしなければ商売になら

ないわけであります。そのため、被災事業者が復旧しても取引先には既に他社の商品が入っているため、なかなか取引の回復ができない問題が発生します。そこで商工会では、被災事業者の販路開拓支援や地域経済の復興支援のため、販売イベントを実施いたしております。これは、商品販売はもちろんのこと、復興を応援する機運を高め、関心が薄れないようにするためでもあります。

6ページをご覧ください。ECサイトでの商品販売です。全国連の公式オンラインショップで復興支援したい方が商品を手にとりやすいように特設コーナーを設置しております。また、右側は観光支援で、旅行雑誌とタイアップして旅行好きの方々に地域を知ってもらう取り組みです。さらに、ウォーキングイベントなど旅行企画を組み込み、着実に足を運んでもらうよう取り組みをいたしております。

7ページは、東日本大震災時の取り組みです。避難所生活をしている方への移動販売を行うため、全国連が移動販売用の軽トラックを100台調達し、被災事業者に貸し出したものです。生活不便の解消と事業再建の両方を目的とした事業です。右側は、道の駅を巡回し、東北の商品を販売した事業です。

8ページも東日本大震災ですが、商工会が地元行政の復興計画のもとで連携して地域商業の復旧・復興を行うものです。中小企業が実施した仮設商店街の設置事業では、出店者の調整、設置設備や店舗の配置などに取り組み、宮城県の多賀城・七ヶ浜商工会では復興まちづくりプロジェクトを主導的に推進させ、現在は震災前より多くの観光客を呼び込むようになったわけでもあります。

以上のように、できる限りの機会を捉えて商品の売り込みや地域の復興とともに、被災地への思いが薄まらないよう積極的な情報発信に取り組んでおります。

これまで災害が発生した際の取り組みを紹介しましたが、災害の被害を軽減し、早期復旧のためには、事前の備えが必要であることは言うまでもありません。商工会が取り組む事前の備えについて説明いたします。9ページをご覧ください。

災害時に被災地は人、物資とも不足しますので、あらかじめ近隣の商工会、商工会連合会と連携協定を締結し、応援体制を構築することを進めております。九州・沖縄ブロックでは、平成29年6月に九州内の各県連と日本公庫で連携協定を締結いたしました。翌7月に発生した九州北部豪雨では、早速、日本公庫と連携したり、ボランティア活動や物資供給など速やかな対応をすることができました。

また、このような組織内連携とは別に、今月、奈良県では商工会青年部連合会が呼びかけ、商工会議所、中小企業団体中央会、日本青年会議所の青年部の4団体で、災害時に情報を共有し、物資や建設機械を相互連携して確保し調達するなどを盛り込んだ協定を締結いたしております。災害時には支援の先頭に立つ青年部同士の横の連携も行われております。また、事業者の経営データや指導記録、情報をクラウド化させており、万が一商工会が被災しても迅速に過去のデータをもとに経営支援できるよう整備いたしております。

10ページをご覧ください。事業継続計画、いわゆるBCPに関しては、全国連では平成28年

3月に小規模企業向けのBCPマニュアルを作成し、普及を推進しております。また、保険会社と提携し、職員向けのBCP策定支援協力研修を実施しております。職員の意識を高めるとともに具体的な手法を研修いたしているわけであります。

11ページをご覧ください。万が一に備え、共済や保険に加入することは必要ですが、事業者にとってどのような災害リスク、経営リスクがあるかわかりづらいところがあります。そのため、チェックシートを作成し、自社のリスクに対する備えを見える化しております。

12ページをご覧ください。商工会独自の取り組みとして、会員相互扶助の精神のもと、商工会災害助け合い基金を創設することを決定いたしました。会員から一定額を拠出していただき、被災した会員へお見舞金をお渡しする制度であります。商工会青年部・女性部は先駆けて実施しており、親会としても早急に制度化すべく検討いたしております。

駆け足となりましたが、以上が商工会の取り組みの概要であります。

最後に、災害対応や事前の備えを推進していく中での課題を述べさせていただきます。

1点目は、先ほどもありましたように、マンパワーが圧倒的に少ないという点です。特に初期段階では応援職員が県内に限られておりますし、そのような中、状況把握と相談対応、さらにはボランティア等の調整が短期間に集中して、時として職員自身も被災することもあり、緊急事態とはいえ、パンクした状態にあります。

2点目は、被災状況を把握する際の情報の統一化です。地域により収集する情報が異なるので、相談対応しながらも、例えば被害金額が幾らになったのかといった追加的な情報を行政等からも求められてしまうことがあります。したがって、商工会が行う状況調査については全国統一の基準で情報を簡潔にスピーディーに集約する仕組みを構築することが必要ではないかと考えており、本会では、商工会が確認した被災状況について職員が携帯端末等でその場で入力し、速やかに商工会組織全体と共有できるシステムを開発しているところであります。また、商工会地域は、地域の実情把握や土地勘がありますので、国、県などからの現地視察、被災事業者ヒアリングの要請をそれぞれの機関、部署からばらばらと寄せられることがあります。実態把握することは大変重要であることは承知しておりますが、対応する側といたしましては、目の前の事業者の相談を一時停止して対応するわけでありますので、省庁間、国、県で情報を共有するなどして現場の負担を軽減していただきたいと思っております。

3点目に、復興段階ですが、復興までは時間がかかるわけです。特に販路開拓支援などは単年度で終わることなく一定期間継続して支援を行う必要がありますので、長期間にわたって計画的、段階的に取り組めるようにしていただきたいと思っております。

4点目に、事業者の災害リスクに対する認識は必ずしも高いとは言えません。リスクマネジメント支援、BCP支援の推進に当たり、何かしらのインセンティブも必要ではないかと思っておりますので、何とぞ御理解の上、御検討いただければと思っております。

最後になりますが、昨今の自然災害は、気候変動、地球温暖化がその要因として指摘されております。全国連では、気候変動イニシアティブ、末吉竹二郎先生の趣旨に賛同し、

脱炭素社会を目指した活動に参画しております。中小・小規模事業者のみならず、社会全体で温暖化対策に取り組むことも大変重要であると考えております。

以上で商工会の発表とさせていただきます。ありがとうございました。

○寺岡委員長 ありがとうございました。

これから1つ目の議題についての自由討議に移りますが、広島県同様に災害を受けて復興に向けて取り組みを進めておられます岡山県総社市長の片岡委員から可能であれば御発言をお願いいたします。

○片岡委員 岡山県総社市長の片岡聡一と申します。

私は、全国市長会の経済委員長を拝命しておりますことからこの委員になっているのだと思いますが、今回、集中豪雨で生まれて初めて岡山県総社市が被災地になりました。全国に一級河川は109本あるのですが、高梁川という一級河川、延長111キロ、川幅約700メートルの川が大氾濫しまして、流域だけで61人の死者が出ました。

皆さんは真備町というところ、倉敷の図柄を見られたと思いますが、それに隣接する総社市であります。ピーク時は高梁川の濁流に20人がのみ込まれて、翌朝になって16人が生還して、さまざまな物語がございました。高梁川の堤防は12メートル97センチが最高ですが、あと15センチのところまでいきまして、越水して本川が決壊したら多分1000人を超える死者が出ていたと思いますが、61人で済んだというのはよしとしなければいけない結果だったかもしれません。

私が被災地の市長として幾つか問題点を感じたことがあります。さっき広島県の方がお話ししておられまして、自治体という形がいっぱいありますが、やはり災害を取りまとめるのは市役所です。国でも県でもなくて市がしっかりしないと全く機能しないということです。災害を取り仕切るのは市だということでもあります。

ある日、突然、被災地になります。どういう意味で被災地になるかわかりませんが、NHKの全国ニュースに流れてから被災地になるのか、激甚災害指定を受けて被災地になるのか、でも瞬間的に被災地になりました。全国から、そこらじゅうから支援物資を応援隊が届けさせていただいて、そのことだけで大混乱になっていきますが、そこは市が取り仕切ってリーダーシップを発揮するということが第一前提になります。

私は、国の動きを初めて被災地として感じましたが、国はすごいと思いました。安藤長官自身が総社市に7月22日にお越しいただいて、そこら辺の水につかった店屋を回って、オーケーと言って、グループ補助金の説明を御自身でしていただいたり、このスピード感はすごいと思いました。農林省も結構早かったし、国は捨てたものではないというか、こんな言い方はおかしいのですが、すごいと思いました。国の速攻支援というのは物凄いなと思いました。

幾つか気がついたことがあると言いましたが、まず、急性期のときにはまさしく法律を破れ、超法規的にやれということだったと思います。特別養護老人ホームがつかりました。120人のお年寄りが行き先をなくして、厚生労働省のルールに従っていたら誰一人救えな

いということになります。超法規的に急性期はやれということだと思います。それを国が認めてくれる、それがスピード感だと思いました。

それから、平等とか均等とか理屈がつくということでは一人も救えないということで、不公平感を出しながら信用していくということが最も大事だと思いました。

それから、首長はジャッジは10秒以内にすることだったと思います。

この仕組みの中で対口支援というのがあります。被災地になった瞬間に政令指定都市とか県庁がどっと乗り込んできて、災害を仕切るみたいなことになります。このときに一番気をつけておかなければならないのは、市役所が対口支援のパートナーを従えること、指示系統の中に従えるということです。ともすれば対口支援のパートナーがその市を仕切ってしまう。そうすると、指示命令系統が2つも3つもふえてきて、何をやっているのかわからない集団になっていく。市長がリーダーシップをとって対口支援の相手方を使いこなしていくことを明確化することが復興に対するクイックレスポンスにつながっていく。これは全国市長会でもテーマになっていますが、いきなりどんと入ってきて、その役所を仕切るみたいなことをやられたら災害復旧は進んでいかないと、私は実感として思いました。

それから、ダムコントロールのあり方について、我々の上流には中国電力のダムがございまして、巨大ダムです。このダムコントロールについて、愛媛でも相当言われていますが、河川法というのがある、ダム管理者に対して河川管理者、国交大臣は早目に流せと指示できるというのが52条にあります。それを我が国は一度も執行したことがない。なのに河川の越水によって死者が出ている。河川法52条の適用というのがこれから我が国が考えていかなければならないことだと思います。

最後に、これは余談というか、ペット避難所というのがあります。これは環境大臣が所管する避難所の種類ですが、我が国はペット避難所がございません。私は即座に初日からペット避難所をつくりました。日本で今、ペットを飼っている家庭は約2割です。避難指示を出してもペットを飼っている人は避難してきません。ペット避難所の設置義務はこれからつくっていかねばならないと思いました。

何度も言いますが、グループ補助金に対しては総社市だけでも53業者、50億円ちょっとのお金がおりました、これはすごいパワーを持っていると思います。じいちゃん、ばあちゃんがやっている店舗みたいなのが、この年になっていいわと諦めた中小が21社ぐらいありますが、私は被災地として、今回の中小企業庁の動き、経済産業省の動きというものにはさすがに経済産業省だというふうに思いましたし、心からお礼を言いたいと思います。本当にありがとうございました。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

続いて、全国商工会連合会同様に災害対策に取り組まれた日本商工会議所、西村委員、お願いできますか。よろしくお願ひいたします。

○西村委員 商工会議所の災害対応につきまして、先ほど森委員から御発表がございまし

た商工会の活動に近いところがありますが、商工会議所の活動も若干ご紹介させていただきますと思います。

商工会議所は主に全国の市に存在しており、全国で515カ所ございます。災害発生時には商工会議所が会員事業者に被災状況をヒアリングしたり、中小企業庁の依頼を受け、特別相談窓口を設置するなど、被災事業者の事業継続、復旧・復興の支援を行っております。

私は大阪に住んでおりますので、阪神・淡路大震災で被災しております。そのときに感じたのは、先ほど総社市長さんがおっしゃいましたように、指示命令系統がきちっとしていなければいけないということです。特に我々が感じたのは、ボランティアの方がたくさん来られるのですが、どこに行っても何をしたいのか分からないことが多いのです。

これは大阪工業会は大阪商工会議所と合併しましたが、合併前にやったのですが、西宮市にボランティア本部を立ち上げて、そこにどこの町のどこの部門に何が必要なのかという情報を集めまして、ボランティアの人には一度そこへ顔を出してもらい、ボランティアの場所や内容に関する指示を全部与えるようにしました。それから、ボランティアの方が有効に活動できるようになったというのがございます。やはり先ほど市長がおっしゃいましたように、指示命令系統のきちりしたものが立ち上がるということが必要だと実感いたしました。

また、東日本大震災時には、全国の商工会議所のネットワークを活用し、事業の再開を目指す被災事業者に対し、遊休機械を無償提供する「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」を実施しました。2011年6月にスタートし、4年半ほど続けてまいりました。非常に大きな成果が上がりました。実数が何件あったかは事務局で聞いてもらっていますが、非常に大きな成果が上がったと思います。

一方、平時の取り組みといたしましては、BCP策定の推進に向けて、損害保険会社と連携して事業者向けのセミナーを開催しております。無料で講師を派遣していただける損害保険会社との取り組みでは、2017年4月以来、100商工会議所で1500事業者のBCP策定を支援しました。

さらに、商工会議所では、水害時の補償などを対象としたビジネス総合保険などの損害保険を会員企業向けに割安な保険料で提供し、普及に努めております。

しかし、多くの事業者は日々の業務に忙殺され、目の前の売り上げ、利益に直結しないBCPは優先課題になりにくいのが現状でございます。私自身も、私の会社でBCPをどうするかと言われたときに、一番基本になるのはコンピューターをどうやって安全に動かせるか、それさえ動いておれば、物流は東京と大阪にあるからどっちかが使えるということで安定するのですが、それをどうするかというのは、クラウドに上げろとか何とかいろんな話がありながら、なかなか決心がつかかねているところでございます。

南海トラフ地震は30年で70%起こるといふ話があるようでございますが、30年という

遠い話になってしまいます。本当は5年や10年というスパンで、どのぐらいのパーセンテージで起こるといことが明確になっていないと、なかなか身近な問題として経営者が取り上げないのではないかと感じております。

我々も一生懸命PRいたしますし、そういうことに気づいていただいたときにはインセンティブがあるというのは非常にありがたいと思いますが、その辺の経営者への気づきを、もっと短いスパンで、例えば10年で20%起こると言われると真剣に考えなければいけないという感じになるのではないかと思いますので、そちらのPRもお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局の冒頭の資料の説明に対する質問、御意見がございましたら、ネームプレートをいつものように立てていただいております。なお、発言につきましては、恐縮なのですが、時間の関係もありますので、お一人様2分をお願いできればと思っております。時間近くになりましたらメモを入れさせていただきますので、よろしく御対応をお願いいたします。

では、渡邊委員、よろしく申し上げます。

○渡邊委員 実は当社は台風21号の被災会社でございますが、2日後ぐらいに北海道で大地震が起きたので忘れられているのですが、大阪、神戸は結構被害を受けております。大阪北部の京都に近いところは比較的雨が多いのですが、中部、南部のあたりは台風の被害に遭ったことがなく、60年に1回の被害だとか言われて、60年前、誰も生きていないぞという感じで、何もわからない状態で被害を受けております。

ここで申し上げたいのは、当社は会社が受けた被害が700万円ぐらいになったのですが、場所として八尾空港のちょうど北側になり、あのあたりでは比較的高い建物、5階建てになっております。下が工場になる5階建てというのは一般のマンションからすると7階建てぐらいになります。その上に置いてあるクーリングタワー、キュービクルが、どこから飛んできたのかわからない物で壊されたという被害を受けました。実は一番被害を受けたのは、六甲アイランドに中国に輸出する設備が置いてありまして、皆さんが多分テレビでご覧になった、フェラーリが50台ダメになったというあのすぐそばに当社の出荷する設備があつて、それが基本的に全損の状態になると思います。売り値で1億5000万円ぐらいの設備です。あれは9月の頭ぐらいなのですが、まだ被害額が確定していません。

わかっていたきたいのは、保険で全部対応ということになったとしても、例えば私ども設備メーカーなどは、既にその設備をつくるための材料原価、労務費を当然のごとくお支払いをしていますが、全く一銭も保険として入ってきていない状態です。当社は何とかやっておりますが、被災者としての扱いを受けないのにお金が回っていかないということで困っていらっしゃる業者はいるのです。そういう事態は忘れられているところにあるのですが、金額が大きければ大きいほど被害額が確定するのが遅くなりますし、入金も遅く

なります。でも、被害額が大きくても、払っているものは払っているという状態になっておりまして、この辺のことは中小企業庁にわかっていたいただきたいところの一つと思っております。

以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

では、後藤委員、よろしく願いいたします。

○後藤委員 コメントが2つあります。

1点目は、社会全体あるいは企業部門における防災の重要性の高まりについてです。終戦をとりあえずの起点としますと、資本ストックの蓄積プロセスでは、ストックの維持よりも拡大に重点があったと考えられますが、経済が成熟し、ストックの蓄積が進展した段階では、その毀損を防ぐ対策の重要性が相対的に高まると考えられるかと思えます。さらに、これは自然科学の分野の事柄とは思いますが、自然災害の頻度と規模が増大傾向にあると考えられる状況の中では、この点もやはり防災の重要性を高めていると考えられるかと思えます。

2点目は、経済全体の視点から見た小規模事業者におけるBCPの重要性についてです。これはさらに大きく2つに分けられると思えます。災害をめぐって政府が中小あるいは小規模事業者を支援する政策は、経済学的な観点から一定の妥当性を持ち得ると考えられます。しかし、そこに割くことができる政策的リソース、これは予算や人員ですが、これには限りがあるのも事実です。

そうした事情のもとでBCPには2つの意義があると考えられます。1つは、政府に頼るばかりではなく、できる範囲での自助努力をしてもらうという意義です。

もう一つは、端的に申しますとシグナル効果です。どういうことかといいますと、中小あるいは小規模事業者向け政策に常につきまとう情報の非対称性という経済学的な問題の軽減です。情報の非対称性は御存じの方も多いと思えますが、何らかの経済的なやりとりをする二者の間に情報の偏りがある状況のことを言います。

例えば、本人は自分のことがわかっているけれども、相手はわからないといった状況です。これは両者にとって不幸を生じるわけですが、特に中小企業は大企業よりも情報の非対称性が大きいと一般的に考えられています。そして、その解消の一つの手段がシグナリングあるいはシグナル効果と考えられています。これは自分あるいは自分の売るものが手間やコストをかけてでも何か価値があることをみずから外部に示すやり方のことでありまして、学歴を得るとか、あるいは品質保証するなどが典型的な例として挙げられています。

BCPはまさにこうしたシグナル効果を持つ可能性があると考えられます。実際のところ、BCPをつくるのは面倒だと思います。しかし、その手間をかけてでも自社の事業には存続させる価値があると考えているからこそ、BCPを事前につくると考えられるわけですから、言ってみれば中小事業者がみずからシグナルを発している有効な手段とみなすことができると思われまふ。これをさらに展開させますと、事後的に何か災害が起きたときに災害支援

をしなくてはいけない、しかし、そこにはある程度の優先順位をつけなくてはならないという場合に、BCPを策定している事業者には優先的に割り当てるといった可能性も考えられるかと思います。

私からは以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

立石委員、よろしく願いいたします。

○立石委員 実は私、阪神・淡路大震災の直接の被害者です。まさか、この委員会で発言するとは思っていませんでした。皆さんのお話を聞いていたら、自分の23年前の被災状況が、たくさん思い起こされました。それをこの委員会の趣旨と照らしあわせて発言します。

23年前は、商工会青年部員でした。今、森さんがおっしゃいましたように、瓦礫の片付け、炊き出し、引っ越しの手伝い、救援物資の仕分け等々に忙殺されました。全部とは言いませんが、青年部員は自分のことなんか、後回しにして、消防団員として、もしくは一緒に支援活動をするのです。商売にはなりません。ある日突然、被災者になり、多くの経営者が、その日から売り上げゼロになって、今後の見通しが全く立たないという現状を突きつけられるのです。弊社の建物外側は残りましたが、設備は甚大な被害に見舞われました。そういう状況で青年部員が、地域のために頑張っている姿をたくさん見てきました。私自身も、元青年部員として、被災経営者として、奔走しました。安藤長官、前田次長もそのことをよくおっしゃいますが、まさしくその通りだと思っています。

これを小規模企業支援施策という論点で考えてみます。小規模企業経営者にとって、経営の相談をする相手なんて殆どいません。特に田舎はそれが顕著になります。それが現実なのに、5年前の議論では、「立石さんのところには、顧問弁護士はいないのですか」と尋ねられました。どこの小規模企業に顧問弁護士がいるのでしょうか。当時、淡路島に弁護士はいませんでした。当時の小規模議論は、こういう感じでした。それが、こんなに変わったのです。

震災後の苦しい時期、私は商工会の清水経営指導員に相談し、助けられました。

今おっしゃったように、あらゆるところに指導員、職員の方々がいて、しかも、よろず支援拠点もあって、相談するところがあったということを大きく評価すべきです。

今日の中小企業庁の資料の「最後のとりで」というのは、商工会・商工会議所の経営指導員、職員がどこも相談する相手のいない経営者にとっての最後のとりでであると私は思っています。まさしくそことリンクする話だと思っています。相談する人がふえたということの重要性を認識していただきたい。

その中でBCPについては、中小企業向けではいいと思います。しかし、このBCPは、商工会の資料にあったように、小規模向けのBCPにしないと作りません。やりません。あれだけの内容、分量は書けません。だから、もっと簡単に、A4用紙2～3枚が限度のBCPにすべきです。

なおかつ、再認識しなければならないのは、BCPは事業継続が主眼ですから、防災対策は、

その一部です。事業継続という観点だったら、小規模向けのBCPこそが事業承継につながるよう、包括的に考えるのが効果的だと思います。もう一点、グループ補助金について、原状復帰という言葉が余りにも大きく出てしまうので、それを気にしている県の人たちが性能の高い機械を入れさせない、そういう事例があることを実際聞いています。改善を求めたいです。

それから、経営者は家が残ったら被災者にならないのです。様々な被災地を回りますが、家が残り、工場を流された経営者は、被災者認定されません。経営者の災害復興支援という観点からも、見直すことが必要かと思います。

以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

それでは、三神委員、お願いします。

○三神委員 ありがとうございます。

東日本大震災を挟んで6年くらい、仙台で復興を目的にした経済番組をやっております。また、青森から福島まで沿岸部の被災地をフランスのエマニュエル・トッド氏と調査したのですが、それを踏まえて幾つか気づいた点をお話ししたいと思います。

基本的に、BCPをつくれるような中小企業規模の場合は、設計図も顧客リストも全部、競合他社に渡してまでバリューチェーンを死守するということが起きるわけです。これは緊急的な営業譲渡に相当します。ところが、対価は支払われないのです。緊急的に、かわりにバリューチェーンを守ってくださったから何も言えない。非常事態に備えて自分たちのかわりに仕事をしてくださったからではリストを返してください、お客さんを返してくださいとはとても言えないという良心で商流が二度と戻らない慣習になっているのです。本当だったら、大企業側あるいはバリューチェーンのより川下のところがその後、新たな商流そねによって売り上げが継続的に増しているはずなのですが、ここに報いる、あるいはフェアな取引というのか、増収からある一定の割合の還元が金銭的になされないと余りにもフェアではないのではないか。

実は東日本大震災当時、日ごろから何か協定のようなものを組んで、それでお互い助け合いましょうというお話は出ていたのですが、必ずしも協定を組んでいるところの企業内から引き継ぎ可能な先が見つかるわけではなかったり、なかなか予定どおりには美しくいかなかったりするのです。ということは、営業譲渡ではないのだけれども、似たような位置づけの制度の整理が必要ではないかの一つ思います。

それと、小規模事業全体のことで考えると、昨今は、いわゆる商工会に入っていらっしゃるような実店舗があるタイプの事業だけではなくてきています。ECサイトで稼いでいるとか、個人事業に近い形だけれども、そこそこの売り上げ規模や物が回っているというケースについては、個別企業名を出して恐縮ですが、楽天がCSRプラスアルファの範囲で対応策を講じ始めています。アマゾンとの大きな違いは、地方都市でも市場にフェアに入れるようにするべきではないかという理念でもともと起業している会社なので、地方都市

の津々浦々に出店企業があり、そこに楽天大学という形で経営支援を、商工会規模にはいかなないけれども、楽天大学には顔を出しているレベルが多々あります。

震災だったり水害だったりという災害が起きたときに、被害を受けたところから一番近い出店企業に在庫や、支援物資があったら、そことおつなぎをして何かできないかというレベルの議論がCSR部で始まっているところです。

ただ、震災のとき、初日はとにかく啓開道路をつくらなければいけないので、よかれと思って遠方から来る不案内な一般車が邪魔でしょうがないのです。その次は、啓開道路プラスアルファで道を広げなければいけないので、建設重機がどっと入ってきます。3日ぐらいは何とか道路に迷惑をかけない範囲で物を運ばなくてはいけないという形になります。ある程度地理的なものがわかっている地元と縁があるところをどうつなぐかが必要になってくるというのが非常に重要なことかと思っています。

最後、ちょっと余談ですが、沿岸部を回ったときに非常に特徴的だったのが、やはり何かあると市役所に全部不満や文句が集中するのです。サンドバッグのような状態になってへとへとになっておられる。一方、そうした不安のはけ口を役所にぶつけず自分たちができることで復興を素早くやっていく地域というのは、経済力でもなければ、教育レベルが高いエリアでもなく、とにかくひたすらお祭りをずっとやっていたというところなのです。

こういうところは子供からお年寄りまで基礎訓練のようなものができていて、こうした民俗文化については国がどうこうというのではないかもしれませんが、やはり死守しなければいけないカルチャーというか、一種の防災訓練という色彩がある。お互い名前も顔も把握していますし、基礎的なお金の集金もフェアなルールを守るという面があります。基本的に、神社だったりお寺だったり、ある程度地盤がしっかりしているところでやるという意味もあります。青森だと、ねぶたなどは大企業がメインプレイヤーになってしまっている。地元の小さい会社が主体になってやっているわけではない。お祭りが実態として地元財界のエリート層だけがやっているところになると何かあったときに弱いのではないか、これは余談ですけれども、そういうことも起きていることを御報告したいと思います。

○寺岡委員長 ありがとうございます、

それでは、晝田委員、よろしく願いいたします、

○晝田委員 本日、中央会として出席しているわけですが、被災者の当事者であったという面もありますので、少しそちらの話をさせていただければと思います。

グループ補助金が行われるというのは割に早い段階からお聞きしていて非常にありがたいと思っておりましたが、いざ各論の話になっていくと対象にならないものが結構ある。商品、在庫はアウトというお話がございまして、我々自動車部品の製造をしておりますが、その流れの中で、海外に設備を輸出するという場合は、これは商品だからアウトです。先ほど神戸のコンテナの話がございましたが、これも商品ですという話になってくるわけです。

被災総額も県に提出しているのですが、土砂災害を受けたケースは、その対策は復旧・

復興とは直接リンクしないということで、それを外しますと被災総額は約17億円なのですが、けれども、グループ補助金の対象になるものは6億円程度で、それが個別企業の実態なのかと思っております。そこから先は自己資金となりますので、金融機関の応援が非常に重要だということです。

ここは本来、BCPの話なのですが、製造業の場合はラインをつなぐ代替施設ということがメインになるわけです。先ほどお話がございましたが、代替生産ということになると先ほどの商圈の話が出てまいりまして、そちらに一旦、商圈が移動しますとそれがなかなか戻ってこないということが実態としてあります。自動車産業の場合、そこら辺は割合紳士的にやっておられますが、そういう指導をしていただくとありがたいと思います。

以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

時間の関係で最後の質問にしたいと思いますが、ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、いただいた質問、グループ補助金とか出ましたが、事務局から発言がありましたらよろしく願いいたします。

○西垣課長 皆様から活発なもろもろの御提案、御意見等をいただきまして、ありがとうございました。

最初に、商工会・商工会議所であったり、先ほど総社市長さんからまさに市が中心になってというお話もございました。そういった御意見も踏まえながら、今後のBCPを含めた事前の意識啓蒙、被災後の対応、そういったことについてどういった情報経路、ルートをつくっていくのかということについて引き続きスキームを検討していきたいと思います。ありがとうございました。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

それでは、2つ目の議題へ移ります。本日、2つ目の議題は「小規模企業振興基本計画骨子（案）等」です。これまで計5回にわたって議論を重ねてまいりましたが、座長である私のほうでこれまでの論点をまとめましたので、骨子（案）とあわせて後ほど議論いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

私、宿題をいただきまして、ふだん、学生に宿題を出しているのですが、私がおしゃべりをしなければならないということで、大学の教師というのは90分が体内時計なので、短い話を長く話すことは得意なのですけれども、長い話を短くしなさいということなので、頑張って15分程度におさめたいと思っています。

議事録を委員長として全部読み返しました。これは省きます。議事録を2回ぐらい読みまして、その中のキーワードや、どういう問題が出たのかということをもとめただけですので、後で読んでいただければわかると思います。

構図を少し描きたいと思って、ちょうどアルファベットの頭文字のA、B、C、D、Eの課題に整理できると考えています。

AというのはAgingで、どの委員のプレゼンも、少子も入っていましたが、これから高齢化する中で一体どうしようかという話が出ていました。

Bというのは、英語で言えばBusiness Succession、事業承継の問題ということで、これはAともかかわるのですが、今後どうなるだろうか。

Cというのはコストの問題です。今いろいろと言われていますが、人手不足によってコストが上がっていく。

そうした中で、第1回目がそうだったのですが、サプライチェーンがこれから一体どういうふうに展開していくのか。とりわけ地域内の分業体制の維持ということが大きくなっていく。片一方でグローバルな競争があるので、競争力を維持しながら、地域の分業体制をどうするのか。昔は1次、2次、3次という言い方をしたのですが、今、ティア1、ティア2、ティア3ということになったと思います。それは片一方で海外のサプライヤーともつながってきたということですね。日本の従来の階層構造もだんだん変わってきて、大規模企業と中小企業、中小企業と中小企業の間も、いわばパートナーシップとしてどういう関係を構築するのかという時代にますますなっていると思います。

小規模企業の場合は、直接の取引相手は大企業よりも中小企業が多いので、スバルさんや、今日はマツダさんは来ておられません、そういうところが今後減るとどうなっていくのかという話が出たということです。

そうした中で、D (Development) をどういうふうにしていくのかという話です。新たな市場開発、イノベーションをやるということが話として出たと思います。

そうした中で、小規模企業も含めて、新たな発展へのプラットフォームをどうするのかということで、今はEエコシステム (Ecosystem) ということになってきたと思います。もちろん人口減少経済という現実の問題がありますので、この委員会では出ませんでした、外国人労働者や移民問題ということも我々の問題としては出てきているのだろうと思います。それから、イノベーション、働き方の多様化、もちろん人口構成も変化したということで、これを取り入れながら、我々が一体どういうエコシステムというプラットフォームをつくっていくのが重要だという認識は皆さんはお持ちだったと思います。

かつては幸せな関係で個別企業と地域経済の間にある種の苗床があって、両方がともに発展していくという時代があったわけですが、今は個別企業と地域経済の関係が薄らいできて、つないでいたものがミッシングリンクになってしまった。「未来牽引企業」ということで、地域への雇用、そういうものの波及効果が多い企業を我々は応援しようという考え方も片一方にあるわけです。それによってミッシングリンクを埋めて、個別企業と地域経済を一緒に発展させていこうという議論もあるわけです。

その背景には、地域内のサプライチェーンが減少していく心配があります。特に地場産業や産地企業ということで、今日佐藤委員がお休みなのですが、伝統産業では大変な問題が出てきて、個別企業だけではなくて関係企業がなくなるとサプライチェーンが維持できない。大変なことになる。同時に、西村委員もそういう話をさせていただいて、地域によっ

ては大きな課題になるのは間違いないと思っています。

それから、事業承継問題が必ず出てきまして、商店も町工場も今後、高齢化していくと後継ぎがないということになってきています。3つぐらいに分けて考えるということで、「マネジメント」、「資産（資本）」、この中には社会関係資本も含めまして、それから、「技術・技能」の話があります。

部品産業のほうで非常に大事なところが消えてしまうとその部品が調達できない、あるいは加工できないということも間近に迫っているという意見もありました。一つの企業を全部一括承継する、いわば幸せな承継、前々回、安田先生から「幸せな廃業」という話もありましたが、これは幸せな承継ということで、実は一括承継ができればいいのですけれども、そういうケースも減ってきました。

ただ、ここでは老舗企業というのは余りやらなかったのですが、世代ごとによく承継されてきたようなケースもあるので、我々そういうことも見なければならぬ。もし一括承継ができないとすれば、黄色の点線で書きましたが、分割承継ということで、技術・技能だけを承継することが可能なのだろうか。御存じのように法人企業の97%近くが同族企業ですので、資産をどうするかという問題も当然出てくるわけで、その場合は日本型のM&A、そういうやり方も我々はどういうふうに支援していくのかということが出てくるだろうと思います。

それから、事業承継税制もいろいろなことで変わってきましたが、今後どうすればいいのかということが起ってくるだろう、これも我々は5回の議論を通じて理解できたのではないかと考えています。

小規模企業政策の政策論議をめぐってということで、経済政策としての筋を通すということもありますが、小規模企業というのはいろんなものが重なり合ったものだろうと思います。もちろん経済的な側面で雇用や納税に対して非常に大きな貢献をなすということもあります。

片一方で、地域社会の见えない公共サービス、先ほどBCPとかいろんな話が出て、今回の災害もそうなのですから、いろいろ御苦労されて地域の復興に尽力されているところもたくさんあるわけで、そうした社会的な側面も小規模企業は担った存在であるということをお我々は忘れてはならないだろうと思います。

あと一つ、文化的な側面、地域社会の祭礼、行事、それが非常に大きな観光資源にもなっています。

その3つが重なり合ったものが小規模企業だろうと思いますので、社会的な側面と文化的側面について余り配慮しないとオーバーキルになってしまう。基本的には経済的な側面での貢献が減るということのも悩ましいことです。

それと、地域別の固有性が随分あると思います。九州と東北はやはり違います。その意味では、地域別の固有性を我々はもう一度きちんと検討する必要があると思います。

行政コストの顕在化ということがありますが、これは災害で明らかになると思いますが、

こういうものがなくなると実は行政コストの顕在化も出てくるということになると思います。

まだ時間は大丈夫ですか。座長のときは時間を見ながらやっているのですが、自分がやっているときは見ないので、教えてください。

公助としての政策と自助・互助への支援ということがあります。これからの時代は公助の輪がどんどん大きくなるということは余り考えられないので、自助を生かしながら、共助、地域の取り組みのリンクをどういうふうにしてここに入れるのか。商工会議所や商工会のプレゼンでもありましたように、これをつなぐ一つの組織というのはメンバーシップ型の組織であって、ここをつなぎとめるということが非常に大事なのだろうと思います。Too many, too littleと書きましたが、ここにも小規模企業がたくさんあって、全てに対して予算とかいろんな配分は難しいわけで、その中で非常に効果的なリンケージをどういうふうにかけていくのかというのが実は悩ましい問題だろうと思います。

ただ、我々は個別企業をやったのですが、今回、協同組合的なあるいは協働的な取り組み事例は余りやらなかったのです。気になるのはヨーロッパで、スペイン、イタリア、南米ですね。おもしろい取り組みがあるので、かつての協同組合をどうするのかという話もありますが、ここは少し目配りをしておく必要があるだろうと、私は個人として考えています。

個別振興策がこれから出てくるのですが、商業政策でもそうですけれども、一つの商店街が栄えれば、人口が減少しているわけですから、別の商店街がだめになってしまうということがあるので、かつての部分均衡が全体均衡になかなか結び付かなくて、ある意味では近隣窮乏化政策になりかねない。地域が同じようなことをやるのではなくて補完ということを考えないと、これからしんどい時代に来ています。

それから、海外市場の開拓ということもよく出るのですが、新たな市場の掘り起こしと申しますか、経済が成熟化しているわけですから、マーケットもこれからどんどん変わっていきます。新たな市場の開拓は恐らく小規模企業はよく御存じなのだろうと思うので、そこは我々はよく見ておく必要があります。ここにリンケージをかけないと、なかなか政策としてうまくいかないと個人的には思っています。

これはちょっと見にくい図ですが、小規模企業といったときにどういうふうを考えていくのか。つまり、平田委員からフリーランスとか、いろいろお聞きして、我々の世代というのは近所の商店、町工場しか浮かばないのですが、働き方改革の下で、中は随分、実は多様化してきているのではないか。場合によっては、メンバーシップ型の組織も従来のそういうところにしか目が行っていないのではないか。現実には、こういうふうに見ていますが、多様化してきていますね。事業主もいれば、企業家の皆さんにもいますし、そこをどうするのか、それを小規模企業の一本化と言っていいのか、私は議論を聞いてきて常々思っていました。

それから、供給社会層ということがあります。起業、創業しやすい環境づくりと言って

いますけれども、継承がなぜ問題になってきたのかというのは、新陳代謝が落ちてきて、どんどん新しい人が入ってこないわけです。今までもある程度、事業の廃止（廃業）があったわけですが、その数を上回るような企業が生まれたりしたので、そういう問題が出てこなかったわけです。病気と一緒に新陳代謝が落ちてくるとその部分が大きくなる。だから、供給社会層の問題にも我々は目配りをするという形になっています。

現代の自営業論の方向性ということを書きました。これは安田先生ですが、いろんな士業がたくさんあるということでした。現代的な意味で我々がイメージ的に持っているのは、地域密着型で家族経営で住工商混在型、商店街の問題も出ましたが、そういうものから今はどんどん拡大地域、企業経営の形態になったり、住工商が分離したり、もっと言えば専門職化になって、地域ではなくてもっと広域にやっているようなところも士業としてはふえてきました。我々は自営業と言っていますが、何をもって自営業と言うのか、議論をしていて議論が合わないというのは、頭の中に思い描いている自営業、そういうものが変わっているのではないかという気も非常にしまして、改めて我々はその点を意識しなければならぬと思っています。

それから、自営業が減少していく中で非正規雇用が増加しているのですが、ヨーロッパあたりでは非正規雇用層がみずから起業したり、いろんなことがあるのですが、日本は果たしてどうなっているのかということです。これは純粹に私の関心領域です。どういう関係になってきたのか。

中小企業庁のコマースをやるつもりはないのですが、実は横断的な組織だということに気がつきまして、地域の建設とか、いろんなところに中小企業庁というのは小規模企業対策を通じて横展開している。縦だけではない。しかし、問題は、地域産業、地域視点だけではなくて、その周りにグローバルなことが出てきているので、我々はどういう政策が望ましいかということを考えざるを得ないと思っています。

小規模企業の定義は一体どうなのか。今、機械的に定義していて、商業・サービス業は5人以下であるとか、製造業は20人以下というのは極めて量的な基準ですが、我々はもう一度、小規模企業のイメージを考えざるを得ないと思います。

多分忘れられていると思いますが、中小企業基本法の制定のときに、旧社会党案、自民党案、旧民社党案がありました。そのときに社会党案が、小規模企業ではなくて勤労事業者ということで法案に書いてあったことを思い出しまして、これは実質上の不完全就業者、つまり就業ができないからみずから小さな会社を始めた。したがって、給与が低い。そういうふうに考えていくと、今、就職できたり雇用されれば当然減ってくる。社会構造が変わってきているわけですから、小規模企業の実質的な定義をどうするかということを考えざるを得ない。パワーポイント資料には、右に「支援すべき小規模企業観」、左に「小規模企業観」と書いていますが、成長ポテンシャルがあるのか、衰退するのか、停滞なのか、改めてこれも考えていかざるを得ない。さっき輪の中で見ましたが、どういう事業体がこれからの地域経済を担える可能性があるのかということです。

これらの点は、私が皆さんの発表から学ばせてもらったものです。商工会議所・商工会、金融機関、公的機関、協同組合が小規模企業の周りにあります。小規模企業というのは実質的に無監査ですし、バランスシートが出ているわけではありませんので、データの整備がなかなか難しいということで、事務局のほうでどういうデータ分析ができるのかと思ったのですが、データの的に難しい問題をやっているという感じがしています。

それと、今までの支援プログラムを私も勉強しましたが、これからわかりやすい体系的な助成措置をやる必要があると思っています。

あと、情報の企業間の非対称性です。今日もBCPで出ましたが、小規模企業とそれ以上の規模の間に知らない情報がたくさんあるのではないかという気がしまして、BCPも含めて、情報の非対称性をこれからどう詰めていくのかというのも我々のミッションのうちの一つではないかと思っています。

以上です。時間内に入りましたでしょうか。

それでは、中小企業庁より小規模企業振興基本計画骨子（案）について説明させていただきます。これまでの議論を踏まえて、委員の皆様にも御発言いただければと思います。では、西垣課長。

○西垣課長 寺岡委員長、ありがとうございました。

今、委員長から今までの5回の議論をまとめていただいて、今後何を考えていくかという課題をいただいたところですが、事務局のほうで、この委員会の目的であります次の小規模企業振興基本計画をどう定めていくかということで、今日、骨子（案）を出させていただきます。お手元の資料6を開いていただけますか。

資料6の2ページ目を最初に見ていただきますと、現在の小規模企業振興基本計画を載せております。これは、平成26年に小規模企業振興基本法ができました年に定めた基本計画でございます。皆様方に今日初めてお渡しするかもしれませんが、そのときにつくった基本計画の冊子もあわせてお配りしております。

この委員会では最終的に基本計画という形にしていきたいと思っているところですが、本日、この基本計画を策定するに当たっての骨子（案）を出しております。今、見いただいている2ページ目でございますが、現在の基本計画はどのような体系になっているか、簡単に御説明させていただきます。

まず「はじめに」というところです。この基本計画に基づきまして、毎年、年次報告という形で「小規模企業白書」を春に出しているのですが、その中で、基本計画の4つの目標に基づいてどういった施策を講じてきたのか、来年度はどういう施策をするのか、毎年、公表しております。こういう枠組みで来ておりますので、今回もこの4つの目標は継続性も考えながら大きくは変えないという形で骨子（案）を書いております。

その次の「現状認識と基本的考え方」と「4つの目標と10の重点施策」につきまして、ここでの議論や、この5年間の環境変化を踏まえて少し改定する方向で提案させていただいているのがこれから御説明したい1ページ目の骨子（案）です。

1 ページ目の骨子（案）に戻っていただければと思います。いろいろな色が入っていて見づらくなって恐縮でございますが、黒字の部分は基本的に現計画をベースとしたものを残しているところです。赤字になっているのが今回追加している部分でございます。

まず「環境変化」としまして、社会的な変化、これは前の計画も人口減少・高齢化、国内外の競争の激化、地域経済の低迷等を含めまして、構造変化がどんどん進展していると捉えておりますが、それに加えて、地域においてますます過疎化が進んでいるので、過疎化によって地域が弱体化している。これは委員会でも議論がございましたが、ここで取り上げられている中小企業関係の支援機関のみならず、例えばJA、森林組合、いろいろな地域の団体がございまして、それぞれの団体あるいは自治体も含めて地域の弱体化がますます進んできているのではないかと。

あるいは、本日お話しさせていただきましたような自然災害の多発・甚大化に伴う地域における事業者の事業継続リスクが増大してきているといった事態もあるかと思います。

また、小規模事業者のほうの環境変化といいますか、経営者の高齢化、後継者不足がますます現実化してきている状況は、この委員会でもいろいろと議論させていただいたかと思っております。

また、本日もいろいろお話がございました。フリーランス等の新しい小規模な事業者の方々が出てくる中で、三神委員からありました地縁的な商工会に入っているような事業者だけではなくて、地域に根差したというとは少し形の違うフリーランスのような、場所的な関連性というよりは業務として切り出されている事業者、こういった新しい小規模事業者をどういうふうに見ていったらいいのか、こういったあたりをこの委員会での議論を踏まえて環境変化として捉えられたらということを書いております。

そうしたことを踏まえまして「基本的考え方」では、前回の基本計画は、成長・発展という中小企業政策の中で、小規模事業者の場合は持続するだけでも困難であるということで、事業者の持続的発展という概念を打ち出しておりますが、それに加えて、今回、地域の持続的発展ということも加味できないかということで赤字で追加しております。地域の持続的発展という中で、第1回のときに面的課題として今後、捉えていく必要があるのではないかとこの幾つかのテーマを出させていただいておりました。それを4つの視点という形で出しております。

まず、地域経済に波及効果のある事業を推進していくという中では、地域を牽引するような、周りを引っ張り上げていくような企業をもっともっと創出していく。

2番目に、何度もサプライチェーンの議論をさせていただいておりますが、災害等の中でも地域のサプライチェーンをどうやって維持していくのかといった議論が大きかったと思います。先ほどもビジネス継続という観点からどうサプライチェーンの中で考えるかというお話がありましたが、こうした地域のサプライチェーンの維持といったものについてということです。

3番目として、地域のブランド化、産地産業の活性化です。サプライチェーンの議論の

中でも、あるいは佐藤さんの伝統工芸のお話の中でもありましたが、1社がいなくなるだけで全体に影響していく産地というもののあり方をどういうふうに捉えていったらいいか。あるいは今、インバウンドでもろもろの地域のブランド化の議論が出てきております。これも前回議論していただきましたが、地域としてのブランドというまとまりを個社支援に加えてどういうふうに進めていくか。

4番目に、過疎化がどんどん進んでいく中で地域に不可欠な公共サービスとか、先ほど商店街の議論もありましたが、地域コミュニティの維持をどうしていったらいいのか。

こういった課題をこの委員会で取り上げてきたことを踏まえまして、基本的考え方の中にこうした地域の持続的発展ということも加味しながら、都道府県、市町村、産業界、こういったステークホルダーと関係を強化した上で、中小企業庁だけがやる中小企業政策ではなくて、中小企業庁のみならず、いろんなステークホルダーと一緒にあって支援体制を構築していく、こういう形を第2期として打ち出せないかと考えております。

先ほど申しあげました4つの目標に関しては、大きな変更は掲げておりませんが、その中の10の施策の赤字の部分が今回改定したいと思っているところでございます。

まず「②新陳代謝の促進」という従来掲げている中に、起業・創業支援、事業承継や円滑な事業廃止ということも入っておりましたが、やはりここでの議論を踏まえますと、多様な小規模事業者が出てきている中で、我々の支援体制のあり方も含めて、多様な小規模事業者の支援のあり方を含めて考えていけないかといった形で新しく3つ目の項目に出しております。

また「③地域経済の活性化に資する事業活動の推進」の中で、前から「地域経済に波及効果のある事業の推進」という形で出しておりますが、先ほど先生からデータ分析が難しいというお声もありました。今、地域未来牽引企業といったものを地域グループのほうで掲げておりますが、取引関係のデータ等をベースとしながら、地域の関連性というものが取引関係から見られるようになっていく中で、地域を引っ張り上げていく、地域の中でほかの企業と一緒にあって伸びていこうとしている、そういった企業をある種、見ながら、そういった地域牽引企業をしっかりと創出することで地域の周りの小規模事業者ももっと引き上げていく、こういった方向が打ち出せるのではないかと考えております。

「④地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備」も、第1期のときから地域ぐるみで総力をとっておりました。国は国、都道府県は都道府県、市町村は市町村、それぞれの役割分担を踏まえた中で支援体制をとってきただけで、もう少し国と自治体の連携をしっかりと図っていく、そういった方向が目指せないかということで掲げております。

それから、これも今日の議論と関係しますが、前回、明確に施策に入っておりませんでしたけれども、事業継続リスクへの対応能力、これを中小・小規模事業者が強化していく、また、各地の支援機関と一緒にあってその取り組みを支援していく、こういったことも含めて今回、掲げられたらと思っております。

私からの説明は以上ですが、ぜひいろんな御議論をいただければと思います。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

事務局の資料を含め、御意見、御質問がありましたら、ネームプレートをお立てになってお知らせください。なお、発言につきましては、恐縮ですが、時間の関係もございしますので、お一人様2分でお願いできればと思います。お時間近くになりましたらメモを入れさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、片岡委員、よろしく申し上げます。

○片岡委員 総社市長の片岡聡一と申します。

「新陳代謝の促進」に入るかと思いますが、今、問題となっております外国人就労者に対する考え方を中小企業庁はどうこのペーパーの中に捉えていくのかと思います。外国人集住都市会議が市長会であるのですが、総社市はその最西端の市です。したがって、外国人の就労・就業、今回の法律については賛成でございます。この中で、これから続けて外国人を受け入れていくために4つの大きな問題があります。

1つ目は、日本の中小企業が外国人を受け入れるときに、ちゃんと最低賃金を払ってしっかりと受け入れ体制をつくるということです。2つ目は、今、ベトナムとかアジアが問題になっていますが、向こう側の送り出し会社のマナーの悪さを是正していく。3つ目は、外国人が入ってきたときに領事事務をどうやって市町村が連携してカバーしていけるかということです。4つ目は、日本の中小企業が彼らをベルトコンベヤーの要員にし続けるのではなくて、管理者として、リーダーとして育てていく気概を持たなければいけないということです。この4つを織り込んでいくべきではないかと思います。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

では、三神委員、西村委員、平田委員、高鹿委員、立石委員の順でよろしく申し上げます。

○三神委員 幾度も発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

別の会議でも一部話題に出たかと思いますが、伝統的な産地については、現時点では伝産法が100年を基準にして、材料やプロセスの技巧の部分で100年前からあるものだったら補助を出す、そうでないものは違うという区分けでやっています。ところがこれを死守する以上は採算がとれずビジネスに乗らないのです。認証を得られると大変な金額を価格に盛っていくとなると芸術品に近くなり、これは市場でなかなか流通しない。こういった単純な基準ではなくて、例えば、一部は材料を現代的なある程度の量産可能なものに変えているなど基準を緩やかにし、伝統工芸なのか否かではなくて、例えばダイヤモンドのグレードチャートやワインのヴィンテージチャートと同じような仕組みをつくれれば中間層も全部価格がついてくるわけです。根本的に政策のやり方が余りにもばさっとなっている。

もう一点は、まだ100年に満ちていないけれども、例えば99年続いているものを現代的なものでより守っていくというようなイノベーションに補助が出るかということ、出ないという現場の声があります。逆に、伝統的なものをより今の現代のものに合わせる方向性で、

例えばものづくり補助金の窓口にいても、「それは伝統工芸のほうでしょう」と却下されてしまったということです。

産地を守る以前の問題として、トップグレードとして100年基準というのがあるのもいいですが、その後のグレードの評価や価格づけの基礎をつくっていただきたい、この点をお願いしたいと思います。

以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

では、西村委員、よろしく願いいたします。

○西村委員 4年前に第1期計画ができました。それからの環境変化といたしまして、人手不足、働き方改革のために生産性向上、効率の向上に迫られるようになってきたということが大きな変化でございます。したがって、第2期の計画では、IT、IoT、クラウドなどの利用促進をやはり重点施策に追加すべきではないかと思っております。

また、資料の「基本的考え方」にありますとおり、小規模企業の振興にはその土台となる支援体制の構築が重要でございますが、小規模企業の支援に当たる経営指導員数は減少傾向でございます。特に、商工会議所地区では、全国の経営指導員1人当たりの小規模企業数が800者と多く、十分な支援が行き届かないという声がございます。我が国全体の人口、事業者数が縮小する中、これまでの組織、支援体制や、人員の配置基準などを見直し、支援が効果的、効率的に事業者に行き渡る体制を構築することが必要でございます。

例えば大阪商工会議所では、ピークの昭和60年には全体で156人の経営指導員がおり、その多くが支部に配属されておりました。今は80人の経営指導員がいますが、そのうち支部に配属されているのは49人となっており、これだけ激減しています。支援の部分もいろいろありますので、そのように減ってきております。

そうしますと、今までどおりの組織で、大阪は23区ありますが、その区に1つずつ相談所を設けても、1カ所当たり2人とか3人しかいないということになって、本当は業務ができません。出前で出て行ったときには人がいないということになるので、私どもは現在は5カ所、中央区と東西南北に合併して、そして1カ所に10人ぐらいの経営指導員を備えて対応できるようにするという形をとりました。

以上でございます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

それでは、平田委員、よろしく願いいたします。

○平田委員 フリーランスについてもいろいろと御配慮いただいて、とてもありがたく思っています。

先ほどフリーランスの特徴として非地縁的ということをおっしゃっていただいたのですが、寺岡先生からの発表内容もお伺いして、もう一つ、既存の小規模企業と大きく異なるのが成長・拡大の考え方かなと思っています。15ページで実質上の不完全就業者という存在のお話がありましたが、そういった非自発的にフリーランスにならざるを得なかった方で、自

力での成長・拡大が難しい方というのは、今後、企業側の働き方改革でテレワークが進んだり、週3日で良くなったりとかで、雇用システムからキックアウトされない方がふえたり、人手不足で需給バランスが変わっていくことで減少していくと思っています。一方で、あえて自発的にフリーランスを選んでいる方であったとしても、成長・拡大しない選択をしている方というのはたくさんいらっしゃると思います。ですから、13ページにあった起業イコール自営業開業なのかというところは、ノットイコールなのではないかと思っています。

ただ、拡大志向ではなくても、マイクロ法人とか、法人成りと言いますが、法人登記を促進するという観点では、今、首相官邸で「法人成立手続オンライン・ワンストップ化検討会」というのが開催されて、注目しています。これは、会社設立プロセスを簡素化しようという議論なのですが、世界銀行の調査で日本の会社設立のしやすさは93位というランクで、去年は100位以下だったのです。印鑑をつくらなければいけないとか、関係省庁がばらばらなので行脚しなければいけないとか、そういうのがネックになっています。印鑑はアジアの文化だと言うかもしれませんが、同じ東アジアでも台湾は起業のしやすさ20位で、日本が手続が8つあるのに対して3つだったり、すごく簡素化されています。にもかかわらず、日本はちょうど本日から新たな定款認証制度というのが開始されて、提出しなければいけない書類がまた1つふえて、反社会勢力でないかどうかを自己申告するというような、自己申告に意味があるのかどうかも疑問なのですが、プロセスがより複雑になっていることがあります。こういったところを改善していくことで、フリーランスで成長・拡大意欲がなくても法人化しよう、開業届けを出そうという人はふえていくかもしれないと思っています。

小規模企業のあり方とか、支援すべき小規模企業観というところですが、フリーランスにとってということだけで申し上げますと、働き方の文脈で語られているとおり、法人よりも個人というアイデンティティーのほうが強いのです。法人登記していたとしても、そのほうが強かったりするので、小規模企業振興基本計画という言葉自体が、自分は対象外、関係ない、全く関心を持たないことになってしまいます。小規模事業者振興基本計画といったような形にさせていただくと、より関心が高まったり当事者意識が高まっていくのではないかということも余談ながら感じました。ありがとうございます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

では、高鹿委員、立石委員の順でよろしくお願いたします。

○高鹿委員 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私からは、環境変化に対応いたしまして、支援できる人、支援できるものも変わってきているのではないかというお話をさせていただきたいと思います。

働き方の多様化という中で、今まで小規模事業者などを支援する人たち以外にも、企業に勤めている人たちの中でパラレルワークをしている、あるいはしたい人や、企業内で資格を持っている人たちがかかりふえてきていると認識しています。そういう人たちは自己

実現を含め、いろいろな支援活動をしていきたいという思いがあり、小規模事業者の支援などは積極的にやれるといいのではないかと思います。

次に、支援できるものということで、西村委員からも御指摘がありました。IT、IoT、EDIなど、小規模企業を取り巻く環境が変わってきており、5年前は高かったITツール類が手軽に安く使えるようになってきています。スマホを含め、いろいろ変わってきています。これらは小規模事業者の生産性向上や効率化だけにとどまらず、情報発信やマーケティングでの利用などいろいろなメリットも出てくるはずですよ。

ただ、そのようなITツール類を利用しようとしますと、IT、IoT、EDIなどの新しい技術を支援できる人をどうするのか、小規模事業者は支援なしに使いこなせるところも少ないと思われまので、支援方法を含めていろいろなことを考えていく必要があります。また、支援をする人たちも、ITツール類を使って、例えば現地に行かずに遠隔会議などで支援するなど、支援方法もバラエティーに富んでくると思います。支援のやり方についても考えていく必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

では、立石委員、よろしく願いいたします。

○立石 委員 先ほど西村さんもおっしゃいましたように、働き方改革についての意見です。「経営者の働き方」という概念を何とか入れてもらえませんか？これが抜けているような気がします。結局、厚生労働省の雇用特別会計を考えるのであれば、この中に経営者という概念が無ければ、施策が届かないと思うのです。更に言えば、専従者の概念もあります。経営者の働き方改革という言葉を入れないと、経営者と専従者を足したら500万人以上いる、その方々が置き去りにされてしまいます。小規模に関しては、長時間労働是正も同一労働同一賃金の問題もほぼないのです。この概念をきっちりこの中に入れておけば、今後、雇用特会との話が円滑に進むのではないかと思います。

それから、「手続簡素化」を入れておいてほしいです。手続簡素化を入れないと、内閣府の、あれだけやっていることがここに反映されないような気がします。今おっしゃったようにフリーランスの法人化ということもどんどん進めたい。それをやらないと起業数が経済センサスに挙がりません。センサスに挙げて、開廃業率10%達成をするには、必要不可欠だと思います。どうしても手続簡素化は入れておいていただきたいです。

以上です。お願いいたします。

○寺岡委員長 あと、2人の発言、村田委員、加藤委員、手短によろしく願いいたします。

○村田委員 ありがとうございます。

私は、第13回で発表の機会をいただきましたので、その時の話のほぼ繰り返しになるかとは思いますが、一言で申し上げると、人材不足・人手不足は半永久的に改善しないことは人口動態を見るだけで明らかですね。

例え話として、「人が走る経営」から「電子に走らせる経営」へ、という表現をいたしました。要は、人がやらなくてはいけないことは人がやるけれども、そうでないところはITやAIに積極的にやらせていくことを考えない限り、つまり、やり方を変えないと、20世紀型のやり方を幾ら頑張っても幾ら引っ張っても人手不足は解消しないので、そのやり方をどの政策に関しても考えなければいけないと思います。

もう一つは、そのセットなのですが、従来の延長で考えないというか、デジタル世界はフィジカル世界では考えつかないというか、その延長にないことが多い。一言で言うなら「メールと電子メールは違う」ということに尽きます。同じ表現を使っているので何となく手紙と電子メールは同じものと考えがちですが、実際は全く違うものであることは皆さんおわかりですね。デジタル世界というものの特徴をちゃんと理解して、違いを活かしつつ使うことを考え続けたい。

ちなみに日本以外の国がみんなそれをやっていて、生産性をがっがつ上げています。正直申し上げて日本が一番取り残されています。20世紀のやり方を今でもやっているということに尽きるのです。ですから、そうした21世紀のやり方を取り入れていく必要があると思っております。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

それでは、加藤委員、最後の質問となります。よろしくお願いします。

○加藤委員 ありがとうございます。

「環境変化」のところですが、小規模企業を経済政策の対象として位置づけるとなると、日本国経済全体の産業構造変化がどうなっているかというところはやはり押さえておくべきかと思えます。御案内のように、今、日本の産業構造はどんどん自動車一本足打法になっていまして、その一本足打法になっている自動車が100年に一度の大変革になっています。私ども自身が今後、30年、40年生き残れるかどうかという物すごく切実な危機感になっています。

そういう中で、働き方改革がある。従来型の企業マネジメントでは企業内人材をどう生かすかということも少し天井感も見え始めてきているということですので、そういう意味では、ここに出ています新陳代謝のところの「多様な小規模事業者の支援」、この多様性の中に大企業もその一部がマージしていく部分が多分出てくるのだらうと思えます。そういう意味では「環境変化」の中にもう少しそういう世界的な産業構造転換の大きなうねりがあるという認識があったほうがいいのではないかと思います。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

残念ながら時間が参りましたので、最後に安藤長官から御挨拶をよろしくお願いいたします。

○安藤長官 改めまして、皆様方の御議論、御参加いただいていることに感謝申し上げます。

本日は、この一連の御議論の6回目ということでありまして。最初申し上げたように、少

子高齢化、人口減少という非常に大きな構造問題に対して、小規模事業政策といたしましうか、中小企業全体の話について正面から向かい合わなければいけないという思いであります。そういう意味で、皆様方を前にして申し上げるのも僭越でありますけれども、さまざまな御関係の方々に御参加いただいているということだと思っております。

先ほどもございましたが、中小企業とか小規模は、結局、資本金と従業員、そういう機械的な定義でつくっているわけでありまして、そういうもののある種の合理性のある面と、先ほど機械的というお話がございましたが、現実には別にそういう世界ではなくて、世の中の経済の流れ、物の流れ、お金の流れ、サービスの流れからすると、そういう仕切りをつけるということ自体に限界があるのではないかと、こういう思いで御議論をいただいていると思っております。

したがって、どういう機能を持っていたかということをもう少し正面から見なければいけないという思いでやっているつもりでございます。そういう言葉が、先ほどの小規模事業者の事業観、そういったものに代表されているのではないかとと思っております。機能をしっかりと正面から見詰めて、かけがえのない機能、これはそれぞれのいろんな価値観があると思います。サプライチェーンはあるし、コミュニティー論はあるしということだと思いますが、どういう価値観なり機能を持っておられるのかということ正面からずっと御議論いただいているという思いであります。

先ほど三神さんですか、物事を小さく切り過ぎているのではないかとのお話がありました。行政というのはどうしても細かく切るので。中小企業政策はとりわけそうです。切り刻んで、単体を捉えて、これを揺すぶるのですね。ところが、現実の物の流れとか、エコシステムと呼ばれるものはそういうものではなくて、つながっているわけでありまして、サプライですとチェーンですね。それとやはり共同体というか、コミュニティーですね。それを中小企業・小規模事業政策というのはどこかで隔絶して議論している面があるという思いが私は常々あります。そういうことからすると、先ほど来、寺岡先生のお話にもありましたけれども、定義問題みたいなものは実は結構本質的な議論かなと思っております。それをずっと突き詰めると、中小企業庁というものを定義することがだんだん難しくなるのではないかと、こういう逆説的な議論もあるわけでありまして、今、私どもは実はそういう感じで議論していることを改めて御理解いただきたいと思います。

大きな力学の中で小規模事業者の皆さんも含めてどういう機能を担っていたのか、御案内のとおり、企業数、事業者数で見るとまだまだ大変な勢いで減少しております。2014年段階で中小企業の総数381万、これは個人、法人合わせての数字でいっていただきましたのが、改めて2016年のセンサスの数字によりますと358万ということになります。年間7～8万から10万ベースでおりてきている、こういうことでもあります。

御案内のとおり、昨年来、事業承継についての税制面の措置ということで、法人については昨年やりまして、今、個人事業承継税制が税調の山場でありますけれども、これはやはりそれぞれ政治の御関心も大変高いわけでもあります。これは当たり前ですが、小規模事

業者とか個人事業主を助けてあげなければいけないという議論では全然ないのです。それとは真逆の議論、頑張ってやる気のある、潜在能力を持っておられる個人事業主の方を、者というよりもむしろ機能をどうやって維持していくのか、こういう議論が中心になっております。そういう意味だと、二重構造論に代表されるような小規模事業者の方に対する何か恩典を与えなければいけないという手の議論ではない。したがって、相当思い切った税制改正が行われるということなのです。

会社の事業承継税制はおかげさまで制約を一遍に取り除いたので、利用度が10倍になりました。年間400件の利用のものが4000件になってきたということで、今の企業数の減少に対して初めて、もしかするとある一定の歯止め感の出る政策かなと思っております。

ただ、他方、数がどうかということでは思っておりません。数を維持するというのを私どもの中小企業政策の目標に掲げているわけではなくて、その中で担っておられるかけがえのない機能をどうやって継続していくのか。そういう意味からすると、先ほどお話がありました、今度は創業というものをもっとしっかりと考えなければいけないというふうに思わせていただいております。

今日は寺岡委員長御自身にプレゼンをお願いいたしまして、大変ありがとうございました。

引き続き、皆様方の御知見をいただきながら、私たちは行政なので計画をつくるということが一つの目的でありますけれども、計画をつくること自体が目的というよりも、むしろこういった御議論を改めてしていただいて、世の中の皆様方に少しでも知っていただく、こういうことが本当の目的だと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

以上をもちまして、第15回「中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会」を閉会いたします。

次回につきましては、平成30年12月20日（木）15時から予定をしております。本日の御意見を踏まえつつ、基本計画の素案を事務局から説明する予定でございます。

本日も長時間にわたり貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

午後0時5分 閉会